平成29年度事業計画書

公益財団法人 鍋島報效会

(公益目的事業)

1. 徴古館(登録博物館)の運営

1)展示公開事業

a.企画展

旧佐賀藩主侯爵鍋島家伝来の当会所蔵資料をもとにテーマを設定し、原則年4回程開催し、うち1回は佐賀市と共催で「さが城下ひなまつり」を開催する。本年度は藩祖直茂公没後400年、小城鍋島藩創設400年を記念して関連展示を行う。

平成29年度 企画展予定

第80回展「藩祖鍋島直茂公と日峯社」 平成29年5月29日(月)~7月29日(土)

藩祖直茂公の没後400年記念。明和9年(1772)には8代治茂公により神格化、日峯社(松原社)を創建。

第81回展「佐賀藩 初代藩主の子供たち」 平成29年9月4日(月)~11月4日(土)

初代藩主勝茂公の長男元茂が小城藩を創設して400年になるのを記念。他の息子たちも含め支藩や親類家などの創設とその意義を探る。

第82回展「鍋島直正公の長女 貢姫」

平成29年11月27日(月)~平成30年1月20日(土)

直正公の格別の信頼を得た愛娘貢姫の没後100年を記念し、その生涯を辿る。

第83回展「鍋島家の雛祭り」

平成30年2月11日(日)~3月31日(土)

b.講演会

主に展示のテーマ(歴史・文化など)に即した内容で、県民(県外もあり)を対

象に実施する。

c.イベント

展示開催中に多目的ホールなどを活用し、演奏会や茶道・香道などのイベントを実施する。

2)調查研究事業

博物館としての本来の調査研究活動を継続しつつ、以下の活動を実施する。

a.調查研究活動

佐賀城及び城下町の歴史的資料を収集し、調査研究するとともに、その成果を展示や体験活動へ反映させる。また、「鍋島直正公生誕200年記念事業」の一環として、平成17年度より翻刻を進めてきた「直正公書簡集」を、当初計画に加え現代語訳も合わせて掲載したものを出版する。13代直泰公収集の蝶標本のデータベース化を行う。収蔵資料の写真撮影などを実施し、収蔵品台帳の充実に努める。

b.歷史·文化体験活動

御城下絵図等の読み解きや文献等の研究成果を反映したまち歩き(城下探訪会)は好評で、年々参加者も増加している。9月~12月で計4回実施し、 佐賀の歴史・文化を学ぶ機会を設ける。29年度は9月3日、10月1日、11月5

日、12月3日を予定している。

3)収蔵保存事業

収蔵資料をより良き状態で保ち後世に伝えていくため、収蔵庫は24時間空調を実施し、温湿度に注意を払い、また燻蒸等を行い資料の保全に努める。収蔵資料のうち、修復の必要な資料については順次 実施する。

4)施設貸与及び保全

佐賀県内の自然や歴史・文化等の研究を行っている団体に対し、研究発表や講演会等の会場として 多目的ホールを貸与する。この活用のため、徴古館1・2階に非常警報設備を設置、wi-fiの環境を整 え、利用者の便に供している。また、国の登録有形文化財でもある徴古館の建物自体を良好な状態で 維持管理し、博物館事業を継続させる。

2. 史跡等の保存事業及び顕彰事業

佐賀県及び旧佐賀藩主鍋島家にゆかりのある史跡や文化財等を保存し維持することにより、県民の歴史にふれる機会を高める。当会所有の鍋島家春日御墓所、十可亭跡公園、高伝寺御墓所及び御位牌所、鍋島直茂生誕地・胞衣塚、築地反射炉跡記念碑、万部塔と六地蔵、弘道館記念碑はもちろん、鍋島家ゆかりの墓所(善応庵)他についても必要に応じて維持保存に努める。また、特に損傷の激しい「十可亭」の説明板の取替えを実施する予定。

3. 研究助成事業

歴史・文化・自然等分野を問わず「佐賀」に関する研究に対し助成を行う。1年間に亘る研究の成果の報告会を開催するとともに2ヶ年に一度研究報告書を発行し広く県民に公表する。本年度第8号を発行。

平成29年度助成予定者(研究テーマ)

多々良 友博 戦前期佐賀県内炭鉱に関する基礎データ整備

山崎 頼人 環有明海地域における弥生時代の日韓交流

~ 交流拠点としての環有明海地域の評価~

佐藤 大規 佐賀藩および親藩等における御殿建築の変遷

4. 一般助成事業

当会の定款に記載の目的・事業内容に合致する活動を行っている団体等に助成する。

平成29年度助成予定団体

歴 史 松浦党研究連合会

教 育 公益財団法人佐賀育英会 佐賀県中学校体育連盟

^{段 月} 佐賀県なぎなた連盟

文 化 佐賀美術協会

自 然 佐賀植物友の会 佐賀県菊花愛好会 佐賀自然史研究会

福 祉 NPO法人国際下宿屋 その他 佐賀ん町屋ば甦らす会

(収益事業)

1. 不動産賃貸等に関する事業

基本財産の土地及び建物を活用し、貸地、貸家及び駐車場等の事業を行い、その収益を公益目的事業会計へ繰入れることにより、公益活動の財源とする。29年度は各問題案件の解決及び跡地の利活用を図る。

2. 公益目的事業以外の収益に関する事業

公益目的事業に該当しない物品販売、施設貸与、雑収入他全般に関する事業。